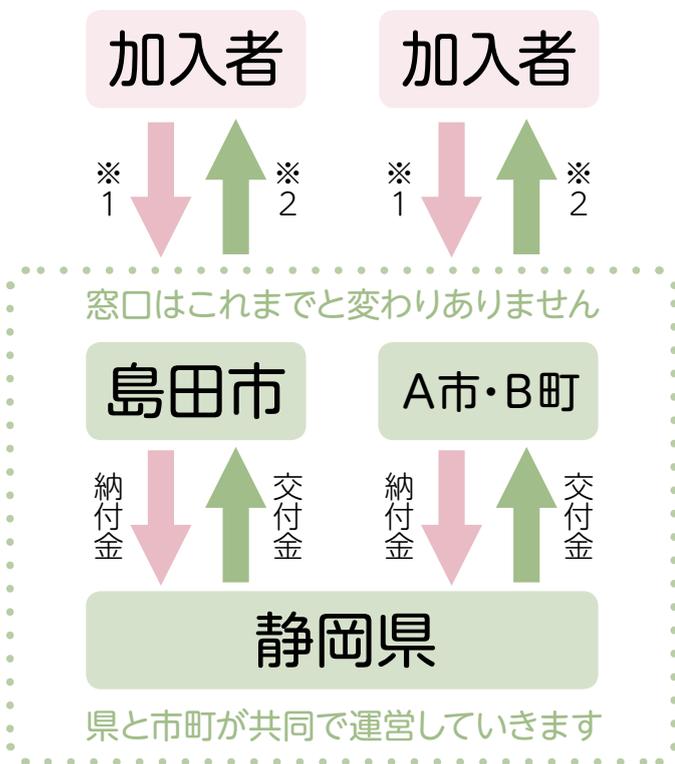




# 国保制度が変わりました

☎国保年金課 ☎ 36-7151

4月からは、都道府県と市町村が、一緒に国保を運営していきます。「国民皆保険」を将来にわたって守り続けるための制度改正です。



※ 1: 保険税(料)の納付、各種申請・届出  
 ※ 2: 保険料(税)の賦課、保険給付、被保険者証の交付、保健事業

## 制度改正の背景

市町村の運営する国民健康保険(国保)は、国民皆保険制度を支える基盤となる制度です。しかし、少子高齢化が進む中、加入者(被保険者)の所得水準が低いなどの理由から財政運営が不安定になりやすい状況です。その結果、国保財政が赤字になる市町村が多いという課題を抱えています。団塊の世代が全員75歳以上になる平成37年には、日本の国民医療費は、総額61兆8000億円に上ると予想されています。国保の財政状況も、厳しい状況が続く見込みです。

今回の制度改正は、都道府県が国保の財政運営の主体となり、また国費が投入されることなどにより、国保を将来にわたって

守り続けていくことを目指しています。

## 市・県が一体となり国保を運営

今年度から、島田市の国保事業が静岡県との共同運営に変わります。このことにより、市は、国保の加入者が納めた保険税などを財源に県へ事業費納付金を支払い、県から保険給付費に必要な費用を全額受け取る仕組みになります。

規模が大きくなることで、たとえ保険給付費が大幅に増加しても、その支払い財源が不足せず、安定した財政運営ができるようになるというメリットがあります。

なお、加入者の申請・届出窓口は、これまでどおり市役所です。また、医療の受け方も変わりません。

何がかわるの？

## 新制度 Q&A



Q 手続きの窓口は変わるの？

A 保険税の賦課・徴収・各種申請・届出などの手続きは、これまでどおり市の窓口で行います。

Q 被保険者証は変わるの？

A 現在使用している被保険者証はそのままお使いいただけます。今年度の被保険者証更新時期(9月発送予定)に、新しく「静岡県」と記載された被保険者証を送付します。

Q 保険税は変わるの？

A これまでどおり島田市が保険税を決定します。なお、平成30年度については、保険税率に変更はありません。

Q サービスの拡大はあるの？

A 平成30年度からは、県内の他市町へ引越した場合でも、高額療養費の上限額支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減される場合があります。